

令和3年第1回定例会提出議案の説明資料

議案番号	件名	担当部課	頁
1	柏市寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について	財政部 財政課	1
2	柏市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について	地域づくり推進部 スポーツ課	2
3	柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	市民生活部 保険年金課	3
4	柏市児童センター条例の一部を改正する条例の制定について	こども部 子育て支援課	4
5	柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について	こども部 学童保育課	5
6	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	保健福祉部 障害福祉課 こども部 こども福祉課	6
7	柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について	こども部 保育整備課	8
8	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	保健福祉部 法人指導課	9
9	柏市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	保健福祉部 高齢者支援課	12
10	柏市保健衛生手数料条例の一部を改正する条例の制定について	保健所 総務企画課	14
11	柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	都市部 建築指導課	15
12	柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例の制定について	都市部 建築指導課	16
13	指定管理者の指定について（障害福祉サービス事業所）	保健福祉部 障害福祉課	18
14	指定管理者の指定について（柏市都市農業センター）	経済産業部 農政課	19
15	包括外部監査契約の締結について	企画部 情報・業務改善課	20
16	財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）	消防局 警防課	21
17	財産の取得について（柏市立田中小学校給食用備品）	学校教育部 学校保健課	22
18	財産の取得について（柏市立柏の葉小学校給食用備品）	学校教育部 学校保健課	24
19	示談の締結について	総務部 人事課 給与厚生室	26
20	市道路線の認定について	土木部 道路総務課	27
21	市道路線の廃止について	土木部 道路総務課	27
22	公の施設の区域外設置に関する協議について	土木部 道路総務課	28
23	専決処分について（令和2年度柏市一般会計補正予算について（第7号））	財政部 財政課	29

議案 番号	件名	担当部課	頁
24	令和2年度柏市一般会計補正予算について（第8号）	財政部 財政課	29
25	令和2年度柏市国民健康保険事業特別会計補正予算について（第2号）	財政部 財政課	29
26	令和2年度柏市介護保険事業特別会計補正予算について（第2号）	財政部 財政課	30
27	令和2年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について（第2号）	財政部 財政課	30
28	令和2年度柏市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算について（第1号）	財政部 財政課	30
29	令和2年度柏市水道事業会計補正予算について（第1号）	財政部 財政課	31
30	令和2年度柏市下水道事業会計補正予算について（第2号）	財政部 財政課	31
31	令和3年度柏市一般会計予算について	財政部 財政課	32
32	令和3年度柏市国民健康保険事業特別会計予算について	財政部 財政課	32
33	令和3年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計予算について	財政部 財政課	32
34	令和3年度柏市介護老人保健施設事業特別会計予算について	財政部 財政課	33
35	令和3年度柏市介護保険事業特別会計予算について	財政部 財政課	33
36	令和3年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算について	財政部 財政課	33
37	令和3年度柏市学校給食センター事業特別会計予算について	財政部 財政課	34
38	令和3年度柏市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算について	財政部 財政課	34
39	令和3年度柏市後期高齢者医療事業特別会計予算について	財政部 財政課	34
40	令和3年度柏市病院事業会計予算について	財政部 財政課	35
41	令和3年度柏市水道事業会計予算について	財政部 財政課	36
42	令和3年度柏市下水道事業会計予算について	財政部 財政課	37

議案第 1 号 柏市寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 号は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る寄附金等の活用を図るため、柏市寄附基金条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 寄附者が寄附金の使途として指定することができる事業に市長が必要と認める事業を加えること（第 2 条第 1 項第 10 号関係）。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。

議案第 2 号 柏市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 号は、柏市中央体育館のアリーナ及び観覧席の冷暖房設備の利用料金を定めるため、柏市民体育館条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 柏市中央体育館のアリーナ及び観覧席の冷暖房設備の利用料金は、次の表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする（別表第 2 号関係）。

区分		単位	利用料金（円）
冷暖房設備	アリーナ	全面 1 時間以内	1, 8 0 0
		半面 1 時間以内	9 0 0
	観覧席	全面 1 時間以内	1, 8 0 0
		半面 1 時間以内	9 0 0

- 2 この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行すること。

議案第 3 号 柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号は、国民健康保険法施行令の改正に伴い基礎賦課額の所得割額の算定方法、保険料の減額に係る基準等を改めること等を行うため、柏市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 保険料の基礎賦課額の所得割額の算定において、低未利用土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る特別控除適用後の金額を用いることとすること（第 12 条第 1 項関係）。
- 2 給与所得を有する者又は公的年金等に係る所得を有する者が 2 人以上いる低所得世帯に対する保険料の減額に係る基準を定めること（第 23 条第 1 項及び附則第 4 条関係）。
- 3 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 4 号 柏市児童センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号は、柏市豊四季台児童センターの位置を改めるため、柏市児童センター条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 柏市豊四季台児童センターの位置を次のとおり改めること（第 2 条関係）。

名称	位置
柏市豊四季台児童センター	柏市かやの町 2 番 2 6 号

- 2 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 5 号 柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を改めるため、柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 放課後児童支援員の資格要件となる研修を指定都市及び中核市の長が行うことができるようになったことに伴い、所要の規定の整備を行うこと（第 1 条第 3 項関係）。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。

議案第 6 号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 6 号は，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い，関係条例の整備を行うため，柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例ほか 7 条例の一部を改正しようとするものです。主な内容は，次のとおりです。

1 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

母子生活支援施設の心理療法担当職員の資格要件に係る規定の整備を行うこと（第 26 条第 3 項関係）。

2 柏市指定障害福祉サービス事業等人員設備運営基準等条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

(1) 指定障害福祉サービスの事業等を行う者が行う虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催，従業者に対する研修の実施等について，1 年間の経過措置を設けること（附則第 7 項関係）。

(2) 感染症又は非常災害の発生時において指定障害福祉サービスの事業等を行う者が利用者に対する必要なサービスの提供を継続的に実施すること等を行うための計画の策定，従業者に対する研修の実施等について，3 年間の経過措置を設けること（附則第 8 項関係）。

(3) 指定障害福祉サービスの事業等を行う者が行う感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催，従業者に対する研修の実施等について，3 年間の経過措置を設けること（附則第 9 項関係）。

(4) 指定障害福祉サービスの事業等を行う者が行う利用者の身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催，従業者に対する研修の実施等について，1 年間の経過措置を設けること（附則第 10 項関係）。

3 柏市指定障害者支援施設等人員設備運営基準等条例の一部改正（改正条例第 3 条関係）

指定障害者支援施設等について，2 と同様の経過措置を設けること（附則第 11 項から第 14 項まで関係）。

4 柏市障害福祉サービス事業設備運営基準条例の一部改正（改正条例第4条関係）

障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）を行う者について、2と同様の経過措置を設けること（附則第3項から第6項まで関係）。

5 柏市地域活動支援センター設備運営基準条例の一部改正（改正条例第5条関係）

地域活動支援センターについて、2（1）から（3）までと同様の経過措置を設けること（附則第2項から第4項まで関係）。

6 柏市福祉ホーム設備運営基準条例の一部改正（改正条例第6条関係）

福祉ホームについて、2（1）から（3）までと同様の経過措置を設けること（附則第2項から第4項まで関係）。

7 柏市障害者支援施設設備運営基準条例の一部改正（改正条例第7条関係）

障害者支援施設について、2と同様の経過措置を設けること（附則第7項から第10項まで関係）。

8 柏市指定障害児通所支援事業等人員設備運営基準等条例の一部改正（改正条例第8条関係）

(1) 指定通所支援の事業等を行う者について、2と同様の経過措置を設けること（附則第3項から第6項まで関係）。

(2) 現に指定を受けている指定児童発達支援事業者等における従業者に係る規定（障害福祉サービス経験者を外すもの）の適用について、2年間の経過措置を設けること（附則第7項、第8項及び第10項から第15項まで関係）。

9 この条例は、令和3年4月1日から施行すること。

議案第 7号 柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第7号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、居宅訪問型保育事業者が提供する保育に係る規定の整備を行うため、柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと本市が認める場合の例示として保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上又は環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合を規定すること（第38条第4号関係）。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。

議案第 8 号 指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 8 号は，指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い，関係条例の整備を行うため，柏市養護老人ホーム設備運営基準条例ほか 11 条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は，次のとおりです。

1 対象条例

- (1) 柏市養護老人ホーム設備運営基準条例（改正条例第 1 条関係）
- (2) 柏市特別養護老人ホーム設備運営基準条例（改正条例第 2 条関係）
- (3) 柏市軽費老人ホーム設備運営基準条例（改正条例第 3 条関係）
- (4) 柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例（改正条例第 4 条関係）
- (5) 柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例（改正条例第 5 条関係）
- (6) 柏市指定介護老人福祉施設人員設備運営基準等条例（改正条例第 6 条関係）
- (7) 柏市介護老人保健施設人員等基準条例（改正条例第 7 条関係）
- (8) 柏市指定地域密着型サービス事業人員設備運営基準等条例（改正条例第 8 条関係）
- (9) 柏市指定地域密着型介護予防サービス事業人員等基準等条例（改正条例第 9 条関係）
- (10) 柏市指定居宅介護支援等事業人員運営基準等条例（改正条例第 10 条関係）
- (11) 柏市指定介護予防支援等事業人員等基準等条例（改正条例第 11 条関係）
- (12) 柏市介護医療院人員等基準条例（改正条例第 12 条関係）

2 1 に掲げる各条例がそれぞれ適用する省令（以下「基準省令」という。）において書面で行うことが規定等されているものについては，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録により行うことができるとされたことに伴い，各条例の規定の整備を行うこと（改正条例第 1 条から第 12 条まで関係）。

- 3 基準省令において養護老人ホーム等がその職員等に対し虐待の防止のための研修を定期的実施することとされたことに伴い、各条例の相当規定の整備を行うこと（改正条例第1条から第9条まで及び第12条関係）。
- 4 基準省令において指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が有する共同生活住居の数について原則1又は2とされていたものが原則1以上3以下とされたことに伴い、各条例の相当規定の整備を行うこと（改正条例第8条及び第9条関係）。
- 5 令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに指定を受けている居宅介護支援事業所（同日において当該事業所における管理者が主任介護支援専門員でないものに限る。）については、引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができることとする（改正条例第10条関係）。
- 6 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、特別浴槽の設置は求めないこととする（改正条例第12条関係）。
- 7 養護老人ホーム等が行う虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、職員等に対する研修の実施等について、3年間の経過措置を設けること（改正条例第1条から第12条まで関係）。
- 8 感染症又は非常災害の発生時において養護老人ホーム等が入所者等に対する処遇等を継続的に実施すること等を行うための計画の策定、職員等に対する研修の実施等について、3年間の経過措置を設けること（改正条例第1条から第12条まで関係）。
- 9 指定訪問介護事業者等が行う感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、職員等に対する研修の実施等について、3年間の経過措置を設けること（改正条例第4条、第5条及び第8条から第11条まで関係）。
- 10 養護老人ホーム等が職員等に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることについて、3年間の経過措置を設けること（改正条例第1条から第9条まで及び第12条関係）。
- 11 養護老人ホーム等が事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置くことについて、6か月間の経過措置を設けること（改正条例第1条から第3条まで、第6条から第8条まで及び第12

条関係)。

12 この条例は，令和3年4月1日から施行すること。

議案第 9 号 柏市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号は、令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率を定めること等を行うため、柏市介護保険条例の一部を改正する条例を制定しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における保険料率を次のとおり定めること（第 3 条関係）。

第 1 号被保険者の区分	保険料率
(1) 介護保険法施行令（以下「令」という。）第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者（老齢福祉年金受給者又は本人の前年の公的年金等の収入金額等の合計額が 80 万円以下である者で本人を含む世帯員（世帯主を含む。以下同じ。）の全員が市民税非課税者であるもの、生活保護の被保護者等）	16,800円
(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者（本人の前年の公的年金等の収入金額等の合計額が 80 万円を超え 120 万円以下である者で本人を含む世帯員全員が市民税非課税者であるもの等）	23,520円
(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者（本人の前年の公的年金等の収入金額等の合計額が 120 万円を超える者で本人を含む世帯員全員が市民税非課税者であるもの等）	43,680円
(4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者（本人は市民税非課税者であるが本人以外の世帯員に市民税課税者がいる者のうち、本人の前年の公的年金等の収入金額等の合計額が 80 万円以下であるもの等）	53,760円
(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者（本人は市民税非課税者であるが本人以外の世帯員に市民税課税者がいる者のうち、本人の前年の公的年金等の収入金額等の合計額が 80 万円を超えるもの等）	67,200円
(6) 令第 39 条第 1 項第 6 号に掲げる者のうち本人の前年の合計所得金額が 120 万円未満である者等	70,560円
(7) 令第 39 条第 1 項第 7 号に掲げる者のうち本人の前年の合計所得金額が 120 万円以上 150 万円未満である者等	73,920円
(8) 令第 39 条第 1 項第 8 号に掲げる者のうち本人の前年の合計所得金額が 150 万円以上 210 万円未満である	81,980円

者等	
(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者のうち本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満である者等	89,370円
(10) 令第39条第1項第9号に掲げる者のうち本人の前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満である者等	100,120円
(11) 令第39条第1項第9号に掲げる者のうち本人の前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満である者等	106,840円
(12) 令第39条第1項第9号に掲げる者のうち本人の前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満である者等	120,280円
(13) 令第39条第1項第9号に掲げる者のうち本人の前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満である者等	127,000円
(14) 令第39条第1項第9号に掲げる者のうち本人の前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満である者等	134,400円
(15) 令第39条第1項第9号に掲げる者のうち本人の前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満である者等	144,480円
(16) 令第39条第1項第9号に掲げる者のうち本人の前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満である者等	154,560円
(17) 令第39条第1項第9号に掲げる者のうち本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者等	164,640円
(18) 令第39条第1項第10号に掲げる者（(1)から(17)までのいずれにも該当しない者）	174,720円

2 この条例は、令和3年4月1日から施行すること。

議案第10号 柏市保健衛生手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号は、食品衛生法施行令の改正に伴い、漬物製造業等の許可の申請に対する審査に係る手数料の制定、喫茶店営業等の許可の申請に対する審査に係る手数料の廃止等を行うため、柏市保健衛生手数料条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 新たに制定する手数料の額は、次のとおりとすること（別表第16の項、第26の項及び第29の項関係）。

事務	金額（1件につき）
水産製品製造業の許可の申請に対する審査	ア 新規の場合 16,000円
	イ 更新の場合 11,200円
複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	ア 新規の場合 25,000円
	イ 更新の場合 17,500円
漬物製造業の許可の申請に対する審査	ア 新規の場合 14,000円
	イ 更新の場合 9,800円

- 2 喫茶店営業等の許可の申請に対する審査に係る手数料を廃止すること（旧別表第2項関係）。
- 3 この条例は、令和3年6月1日から施行すること。

議案第 1 1 号 柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 1 号は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定の申請、建築物エネルギー消費性能適合性の判定等に係る手数料の区分及び額を改めること等を行うため、柏市手数料条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、次に掲げる事務に係る手数料の区分及び額を改めること（別表第 2 項の表 6 5 の 1 9 の項、6 6 の 2 の項、6 6 の 2 の 4 の項及び 6 6 の 2 の 6 の項関係）。
 - (1) 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査
 - (2) 建築物エネルギー消費性能適合性の判定の審査
 - (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査
 - (4) 建築物エネルギー消費性能の認定の申請に対する審査
- 2 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第12号 柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号は、柏都市計画布施南地区地区整備計画区域内及び柏都市計画柏鷲野谷テクノパーク工業団地地区整備計画区域内における建築物に関する制限を行うため、柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 建築物の容積率の最高限度を定めること（第5条の2及び別表第2の2関係）。
- 2 建築物の建蔽率の最高限度を定めること（第5条の3及び別表第2の3関係）。
- 3 新たに建築物に関する制限を定める地区計画の区域は、次のとおりとすること（別表第1関係）。

柏都市計画布施南地区地区計画

柏都市計画柏鷲野谷テクノパーク工業団地地区地区計画

- 4 次の地区整備計画区域内における建築物の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限及び建築物の高さの最高限度を定めること（別表第2から別表第5まで関係）。

(1) 柏都市計画布施南地区地区整備計画区域

ア 次に掲げる建築物は、建築してはならないこと。

次に掲げる建築物以外のもの

- (1) 事務所（データセンターの用に供するものに限る。）
- (2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築基準法別表第2（る）項第2号に掲げるものを除く。）
- (3) 前2号に掲げる建築物に附属するもの

イ 建築物の容積率の最高限度は、10分の20とすること。

ウ 建築物の建蔽率の最高限度は、10分の6とすること。

エ 建築物の敷地面積の最低限度は、10,000平方メートルとすること。

オ 建築物の壁面の位置の制限は、次に掲げるとおりとすること。

建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、5メートル以上とする。

カ 建築物の高さの最高限度は、31メートル（塔屋（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上突出部分をいう。）を除く。）とすること。

(2) 柏都市計画柏鷲野谷テクノパーク工業団地地区地区整備計画区域

ア 次に掲げる建築物は、建築してはならないこと。

日本標準産業分類に定める製造業（食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業を除く。）以外の用に供するもの

イ 建築物の容積率の最高限度は、10分の20とすること。

ウ 建築物の建蔽率の最高限度は、10分の6とすること。

エ 建築物の敷地面積の最低限度は、1,000平方メートルとすること。

オ 建築物の壁面の位置の制限は、次に掲げるとおりとすること。

建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は水路境界線までの距離は、1メートル以上とする。

カ 建築物の高さの最高限度は、31メートルとすること。

5 この条例は、公布の日から施行すること。

議案第13号 指定管理者の指定について（障害福祉サービス事業所）

議案第13号は、障害福祉サービス事業所の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定しようとするものです。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
柏市立青和園
- 2 指定管理者となる団体
柏市大津ヶ丘二丁目19番5
社会福祉法人桐友学園
理事長 佐藤 嘉二
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議案第14号 指定管理者の指定について（柏市都市農業センター）

議案第14号は、柏市都市農業センターの管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定しようとするものです。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
柏市都市農業センター
- 2 指定管理者となる団体
柏市箕輪新田59番地2
株式会社道の駅しょうなん
代表取締役 石橋良夫
- 3 指定の期間
令和3年12月1日から令和9年3月31日まで

議案第15号 包括外部監査契約の締結について

議案第15号は、地方自治法第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結することについて、議会の議決を経ようとするものです。

1 契約の内容

監査の実施及び監査の結果に関する報告の提出

2 契約の期間の始期

令和3年4月1日

3 監査に要する費用の額

13,420,000円を上限とする額

4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に支払うこと。ただし、概算払をすることができること。

5 契約の相手方

須賀豊彦

議案第16号 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）

議案第16号は、災害対応特殊救急自動車を次のとおり取得しようとするものです。

- 1 取得する財産
災害対応特殊救急自動車 1台
- 2 契約の方法
制限付一般競争入札
- 3 取得価格
31,680,000円
- 4 契約の相手方
柏市桜台14番10号
千葉トヨタ自動車株式会社 柏桜台店
店長 高橋輝充

議案第17号 財産の取得について（柏市立田中小学校給食用備品）

議案第17号は、柏市立田中小学校の給食用備品の整備のため、次のとおり財産を取得しようとするものです。

1 取得する財産

次に掲げる給食用備品

- (1) 1槽シンク 4台
- (2) 2槽シンク 5台
- (3) 3槽シンク 5台
- (4) 移動シンク 4台
- (5) 野菜洗浄シンク 2台
- (6) 移動台 43台
- (7) 作業台 7台
- (8) スタッキングカート 9台
- (9) 防水型デジタル台はかり 1台
- (10) はかり用置台 1台
- (11) ドライ式ローラーコンベヤ 5台
- (12) 移動ドライ式ローラーコンベヤ 3台
- (13) 球根皮むき機 1台
- (14) 球根受け用L型運搬車 1台
- (15) カッターミキサー 1台
- (16) フードスライサー 1台
- (17) 移動式フードスライサー置台 1台
- (18) サイの目切り機 1台
- (19) 移動式サイの目切り機置台 1台
- (20) オーブン 2台
- (21) オーブンラック 2台
- (22) オーブン用架台 2台
- (23) ラックトロリー 4台
- (24) システム調理台 1台
- (25) 立体炊飯器 3台
- (26) 計量装置付納米庫 1台
- (27) 洗米機 1台

- (28) 浸漬充填機 1台
- (29) 連続フライヤー 1台
- (30) 油缶運搬車 1台
- (31) 回転釜 8台
- (32) 和え物用回転釜 1台
- (33) 真空冷却機 2台
- (34) 冷蔵庫 11台
- (35) 冷凍庫 5台
- (36) 牛乳保冷库 2台
- (37) 食器・食缶洗浄機 2台
- (38) 自動食器浸漬機 1台
- (39) 包丁・まな板殺菌庫 3台
- (40) 消毒保管機 15台
- (41) トラックインカート 15台
- (42) キャビネット 9台
- (43) シェルフ 8台
- (44) パスボックス 1台
- (45) パン棚 2台
- (46) クラス用ワゴン 35台
- (47) クラス用配膳台 35台
- (48) 給食用コンテナ 9台
- (49) オートサンテーション 3台

2 契約の方法

制限付一般競争入札

3 取得価格

167,200,000円

4 契約の相手方

千葉市中央区都町七丁目10番10号

株式会社アイホー 千葉営業所

所長 平野 貴久

議案第18号 財産の取得について（柏市立柏の葉小学校給食用備品）

議案第18号は、柏市立柏の葉小学校の給食用備品の整備のため、次のとおり財産を取得しようとするものです。

1 取得する財産

次に掲げる給食用備品

- (1) 1槽シンク 4台
- (2) 2槽シンク 4台
- (3) 3槽シンク 8台
- (4) 移動シンク 16台
- (5) 野菜洗浄シンク 2台
- (6) 移動台 44台
- (7) 作業台 8台
- (8) スタッキングカート 9台
- (9) 防水型デジタル台はかり 1台
- (10) はかり用置台 1台
- (11) ドライ式ローラーコンベヤ 4台
- (12) 移動ドライ式ローラーコンベヤ 4台
- (13) 球根皮むき機 1台
- (14) 球根受け用L型運搬車 1台
- (15) カッターミキサー 1台
- (16) フードスライサー 1台
- (17) 移動式フードスライサー置台 1台
- (18) サイの目切り機 1台
- (19) 移動式サイの目切り機置台 1台
- (20) オーブン 2台
- (21) オーブンラック 2台
- (22) オーブン用架台 2台
- (23) ラックトロリー 4台
- (24) システム調理台 1台
- (25) 立体炊飯器 4台
- (26) 計量装置付納米庫 1台
- (27) 洗米機 1台

- (28) 浸漬充填機 1台
- (29) 連続フライヤー 1台
- (30) 油缶運搬車 1台
- (31) 回転釜 8台
- (32) 和え物用回転釜 1台
- (33) 真空冷却機 2台
- (34) 冷蔵庫 11台
- (35) 冷凍庫 5台
- (36) 牛乳保冷庫 3台
- (37) 食器・食缶洗浄機 2台
- (38) 包丁・まな板殺菌庫 3台
- (39) 消毒保管機 13台
- (40) トラックインカート 16台
- (41) キャビネット 10台
- (42) シェルフ 6台
- (43) パスボックス 1台
- (44) パン棚 2台
- (45) クラス用ワゴン 40台
- (46) クラス用配膳台 40台
- (47) 給食用コンテナ 9台
- (48) オートサンテーション 5台

2 契約の方法

制限付一般競争入札

3 取得価格

170,500,000円

4 契約の相手方

千葉県若葉区西都賀二丁目7番5号

株式会社関東三貴

代表取締役 石井勝之

議案第19号 示談の締結について

議案第19号は、公務中の事故により負傷した職員の病気休暇期間及び休職期間中に当該職員に対して本市が支給した給与に係る損害について、次のとおり示談を締結しようとするものです。

1 事故の概要

(1) 発生日時

平成28年6月18日 午前9時40分頃

(2) 発生場所

東京都墨田区横網一丁目6番先の都道と区道との交差点上

(3) 事故の内容等

公務中の職員が運転する普通自動二輪車が交差点に進入したところ、前方から進入してきた相手方の従業員の運転する相手方所有の自動車が右折しようとして当該普通自動二輪車に衝突したことにより、当該職員が頸髄損傷等の傷害を負った。そのため、当該職員は平成28年6月20日から同年9月17日まで病気休暇を取得し、同月18日から令和元年7月31日まで休職を命じられ、本市は、柏市一般職職員給与条例の規定により、当該職員の病気休暇期間及び休職期間中の給与を支給したもの

2 示談の相手方

東京都足立区入谷七丁目16番23号

すばる交通株式会社

代表取締役 森 崇

3 示談の内容

柏市は、すばる交通株式会社から損害賠償金として金5,069,526円の支払を受ける。

4 仮示談の締結年月日

令和3年2月5日

議案第 20 号 市道路線の認定について

議案第 21 号 市道路線の廃止について

議案第 20 号及び議案第 21 号は、次のとおり市道路線を認定し、及び廃止しようとするものです。

- 1 市道路線の認定については、開発行為による帰属等のため、32 路線を認定しようとするものです。
- 2 市道路線の廃止については、払下げのため、4 路線を廃止しようとするものです。

【参考】

1 認定道路の内訳

開発行為による帰属	20 路線
土地区画整理事業による帰属	10
その他（再認定）	2

2 廃止道路の内訳

払下げ	4 路線
-----	------

議案第 2 2 号 公の施設の区域外設置に関する協議について

議案第 2 2 号は、流山市の区域内に柏市道を設置することについて、流山市と協議するものです。

1 公の施設の名称

柏市道 4 0 0 5 4 号線

2 設置の場所

流山市駒木 8 1 0 番の一部， 8 1 1 番の一部， 8 1 2 番， 8 1 3 番， 8 1 4 番， 8 1 5 番及び 8 1 6 番 1 の一部

3 設置の目的

本市と流山市の境界上に位置する道路施設のうち流山市の区域内に存する部分を柏市道 4 0 0 5 4 号線の市道区域に編入して維持管理するため

4 利用の条件

柏市道 4 0 0 5 4 号線の占用その他の利用の条件は、道路法その他の法令及び本市の条例等に定めるもののほか、道路管理者の定めるところによる。

5 費用の負担

柏市道 4 0 0 5 4 号線の維持管理に要する費用は、本市の負担とする。ただし、側溝施設の改修工事等については、その都度、本市及び流山市で協議して決定する。

議案第 2 3 号 専決処分について（令和 2 年度柏市一般会計補正予算について
（第 7 号））

議案第 2 3 号は、新型コロナウイルス感染症予防接種事業の実施の準備等を行うため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により令和 3 年 1 月 4 日に専決処分により令和 2 年度柏市一般会計予算の総額を約 8, 8 9 7 万円増額し、約 1, 9 2 2 億 3, 4 1 5 万円に補正したほか、繰越明許費の追加及び債務負担行為の追加に係る補正をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 2 年度 1 月補正予算の概要のとおりです。

議案第 2 4 号 令和 2 年度柏市一般会計補正予算について（第 8 号）

議案第 2 4 号は、令和 2 年度柏市一般会計予算の総額を約 3 億 5, 7 2 0 万円減額し、約 1, 9 1 8 億 7, 6 9 5 万円に補正しようとするほか、継続費の追加、変更及び廃止、繰越明許費の追加及び変更並びに地方債の追加及び変更に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 2 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 2 5 号 令和 2 年度柏市国民健康保険事業特別会計補正予算について
（第 2 号）

議案第 2 5 号は、令和 2 年度柏市国民健康保険事業特別会計予算の歳入予算（繰入金）に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 2 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 26 号 令和 2 年度柏市介護保険事業特別会計補正予算について（第 2 号）

議案第 26 号は、令和 2 年度柏市介護保険事業特別会計予算の歳入予算（介護保険料及び国庫支出金）に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 2 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 27 号 令和 2 年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について（第 2 号）

議案第 27 号は、令和 2 年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算の繰越明許費の変更に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 2 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 28 号 令和 2 年度柏市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算について（第 1 号）

議案第 28 号は、令和 2 年度柏市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算の歳入予算（繰入金及び繰越金）に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 2 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第29号 令和2年度柏市水道事業会計補正予算について（第1号）

議案第29号は、令和2年度柏市水道事業会計予算の資本的収入の予定額を約3億5,952万円減額し、約8億1,270万円に、資本的支出の予定額を17億7,200万円減額し、49億5,400万円に補正するほか、継続費の変更に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和2年度2月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第30号 令和2年度柏市下水道事業会計補正予算について（第2号）

議案第30号は、令和2年度柏市下水道事業会計予算の収益的収入の予定額を約2億5,136万円減額し、約101億8,664万円に、収益的支出の予定額を約2億5,057万円減額し、約97億8,043万円に、資本的収入の予定額を約8億6,912万円増額し、約52億5,512万円に、資本的支出の予定額を約6億2,608万円増額し、約70億4,108万円に補正するほか、企業債の変更に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和2年度2月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第31号 令和3年度柏市一般会計予算について

議案第31号は、令和3年度柏市一般会計予算の総額を1,415億円（令和2年度1,381億7,000万円。前年度比2.4パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和3年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第32号 令和3年度柏市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第32号は、令和3年度柏市国民健康保険事業特別会計予算の総額を377億円（令和2年度378億8,400万円。前年度比0.5パーセント減）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和3年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第33号 令和3年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計予算について

議案第33号は、令和3年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計予算の総額を7億3,100万円（令和2年度17億7,700万円。前年度比58.9パーセント減）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和3年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第34号 令和3年度柏市介護老人保健施設事業特別会計予算について

議案第34号は、令和3年度柏市介護老人保健施設事業特別会計予算の総額を1億4,700万円（令和2年度1億3,300万円。前年度比10.5パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和3年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第35号 令和3年度柏市介護保険事業特別会計予算について

議案第35号は、令和3年度柏市介護保険事業特別会計予算の総額を295億7,600万円（令和2年度302億8,400万円。前年度比2.3パーセント減）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和3年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第36号 令和3年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算について

議案第36号は、令和3年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算の総額を11億4,700万円（令和2年度16億900万円。前年度比28.7パーセント減）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和3年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第37号 令和3年度柏市学校給食センター事業特別会計予算について

議案第37号は、令和3年度柏市学校給食センター事業特別会計予算の総額を4億8,300万円（令和2年度4億9,500万円。前年度比2.4パーセント減）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和3年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第38号 令和3年度柏市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算について

議案第38号は、令和3年度柏市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算の総額を4,000万円（令和2年度4,600万円。前年度比13.0パーセント減）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和3年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第39号 令和3年度柏市後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第39号は、令和3年度柏市後期高齢者医療事業特別会計予算の総額を61億4,600万円（令和2年度59億3,100万円。前年度比3.6パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和3年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第40号 令和3年度柏市病院事業会計予算について

議案第40号は、令和3年度柏市病院事業会計予算の総額を約6億1,100万円（令和2年度約5億9,000万円。前年度比3.6パーセント増）にしようとするものです。

収益的収支では、収入と支出をそれぞれ約3億3,600万円の均衡予算としています。

資本的収支では、収入が約1億1,700万円、支出が2億7,500万円で、差引き約1億5,800万円の不足額が生じることになります。この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金並びに減債積立金で全額を補填する予定です。

【参考】

収益的収支及び資本的収支の主な内訳

1 収益的収支

(1) 収入（約3億3,600万円）

医業外収益（受取利息、負担金交付金等） 約3億3,600万円

(2) 支出（約3億3,600万円）

ア 医業費用（政策的医療交付金、減価償却費等） 約3億1,000万円

イ 医業外費用（支払利息等） 約2,300万円

2 資本的収支

(1) 収入（約1億1,700万円）

出資金 約1億1,700万円

(2) 支出（2億7,500万円）

ア 建設改良費（工事請負費等） 約9,000万円

イ 企業債償還金 約1億7,500万円

議案第41号 令和3年度柏市水道事業会計予算について

議案第41号は、令和3年度柏市水道事業会計予算の総額を133億100万円（令和2年度144億1,400万円。前年度比7.7パーセント減）にしようとするものです。

収益的収支では、収入が約92億2,400万円、支出が75億1,800万円で、収入が約17億600万円上回ることになります。

資本的収支では、収入が約8億4,200万円、支出が57億8,300万円で、差引き約49億4,100万円の不足額が生じることになります。この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金並びに繰越利益剰余金処分額で全額を補填する予定です。

【参考】

収益的収支及び資本的収支の主な内訳

1 収益的収支

(1) 収入（約92億2,400万円）

ア 営業収益（給水収益等） 約83億500万円

イ 営業外収益（長期前受金戻入等） 約9億1,900万円

(2) 支出（75億1,800万円）

ア 営業費用（受水費、減価償却費等） 約73億5,400万円

イ 営業外費用（支払利息等） 約1億1,000万円

ウ 特別損失（過年度損益修正損） 400万円

2 資本的収支

(1) 収入（約8億4,200万円）

ア 工事寄附負担金 約2億2,700万円

イ 給水申込納付金 約5億7,900万円

ウ 他会計負担金 約3,100万円

エ 補助金等 約500万円

(2) 支出（57億8,300万円）

ア 建設改良費（配水管布設工事、配水管改良工事、水源地設備更新工事、水道部庁舎解体・建設工事等） 約51億4,100万円

イ 企業債償還金 約4億9,100万円

ウ その他資本的支出 約1億100万円

議案第42号 令和3年度柏市下水道事業会計予算について

議案第42号は、令和3年度柏市下水道事業会計予算の総額を161億8,800万円（令和2年度164億4,600万円。前年度比1.6パーセント減）にしようとするものです。

収益的収支では、収入が104億9,100万円、支出が102億1,500万円で、収入が2億7,600万円上回ることとなります。

資本的収支では、収入が43億4,700万円、支出が59億7,300万円で、差引き16億2,600万円の不足額が生じることとなります。この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で全額を補填する予定です。

【参考】

収益的収支及び資本的収支の主な内訳

1 収益的収支

(1) 収入（104億9,100万円）

ア 営業収益（下水道使用料等） 約68億7,400万円

イ 営業外収益（他会計補助金、長期前受金戻入等） 約36億1,700万円

(2) 支出（102億1,500万円）

ア 営業費用（管渠費、減価償却費等） 約93億9,300万円

イ 営業外費用（支払利息等） 約6億9,200万円

ウ 特別損失（過年度損益修正損、その他特別損失） 約3,000万円

2 資本的収支

(1) 収入（43億4,700万円）

ア 企業債 約21億9,000万円

イ 他会計出資金 約9億6,300万円

ウ 国庫補助金 約8億6,800万円

エ 負担金 約3億2,300万円

オ 長期貸付金償還金 約200万円

(2) 支出（59億7,300万円）

ア 建設改良費（公共下水道管渠建設費、柵設置費等） 約26億8,300万円

イ 固定資産購入費（流域下水道建設負担金等） 約1億7,500万円

ウ 企業債償還金 約31億200万円

エ 長期貸付金 約300万円